

ねんきん定期便

～自分の年金額を確認してみよう～



福利課 年金担当

もくじ

1. ねんきん定期便とは
2. ねんきん定期便の見方(はがき編)
3. ねんきん定期便の見方(封書編)
4. おわりに



1. ねんきん定期便とは



1. ねんきん定期便とは

「ねんきん定期便」は、**毎年1回**、**誕生日**※に、年金加入者（＝保険料を納めている方）に対して、**年金加入期間**と**将来の年金の見込額**をお知らせしているものです。

※ 1日生まれの方は前月に送付します。



1. ねんきん定期便とは

● 年金加入期間

誕生日（送付月）の4か月前までの記録が表示されています。

例) 12月2日から1月1日生まれの方の場合
8月時点での年金加入記録を基に作成しています。

● 将来の年金の見込額

50歳未満の方…これまでの加入実績のみで計算します。

50歳以上の方…60歳まで加入したと仮定し計算します。

1. ねんきん定期便とは

「ねんきん定期便」は、**現在加入している公的年金制度の実施機関から送付されます。**

一般組合員の方

→ **公立学校共済組合** から送付されます

短期組合員の方

→ **日本年金機構** から送付されます



1. ねんきん定期便とは

「ねんきん定期便」は、年齢によって送付される書類の形式が変わります。

35歳、45歳、59歳以外の方 ⇒

はがき

35歳、45歳、59歳の方 ⇒

封書

今回は、それぞれの書類の見方を紹介します！

2. ねんきん定期便の見方 (はがき編)



2. ねんきん定期便の見方(はがき編)

(1) 50歳未満の方に届く (35・45歳以外)

はがきの見方



2.(1) 50歳未満の方に届くはがきの見方

以下の3点をチェック!

■ 年金加入期間

期間にもれや誤りはありませんか?

■ 年金額

詳しくは12ページへ!

■ 最近の月別状況

過去13か月分の保険料納付額を表示します。

年金加入期間

基礎年金番号		私学共済の加入者番号		※お	
1. これまでの年金加入期間 (老齢年金の受け取りには、原則として120月)					
国民年金 (a)				船員保険 (c)	
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者	国民年金計 (未納月数を除く)			
月	月	月	月	(a+b+c)	(d)
厚生年金保険 (b)					
一般厚生年金	公務員厚生年金 (国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金 (私立学校の教職員)	厚生年金保険計		
月	月	月	月	月	月

①「第1号被保険者(未納期間を除く)」欄には、この「なんさん定期便」の作成年月日以前の国民年金保険料の前納期間の月数も含めて表示しています。
 ②(d)欄には、「国民年金の任意加入期間のうち保険料を納めていない期間(任意加入未納期間)」および「特定期間」の合計月数を表示しています。
 この任意加入未納期間の月数は参考であり、年金を請求するときには書類による確認が必要です。

2. これまでの加入実績に応じた年金額と

【参考】これまでの保険料納付額(累計額)	加入実績に応じた年金額(年額)	保険料納付額(累計額)
(1) 国民年金	老齢基礎年金	国民年金保険料(第1号被保険者)
	円	円
(2) 厚生年金保険	老齢厚生年金	厚生年金保険料(被保険者負担額)
一般厚生年金被保険者期間	円	円
公務員厚生年金被保険者期間(国家公務員・地方公務員)	円	円
私学共済厚生年金被保険者期間(私立学校の教職員)	円	円
(1)と(2)の合計	円	円

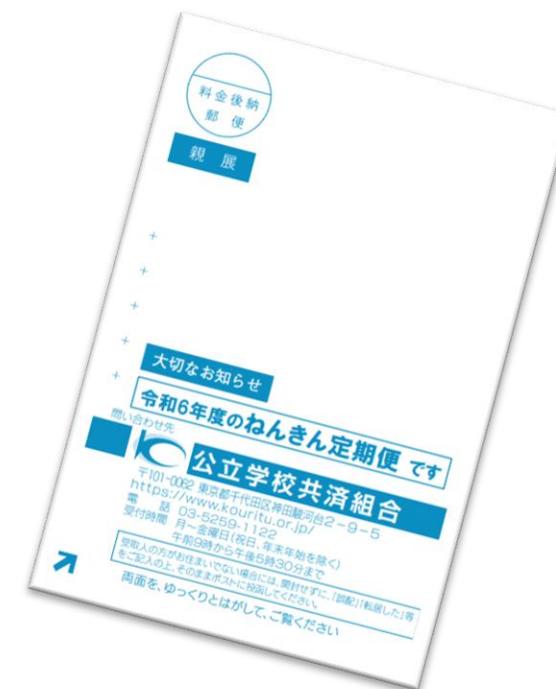
これまでの加入実績に応じた年金額について
 ①これまでの加入実績(受給資格期間)のみを基に計算した年金額(年額)を表示しています。
 ②国家公務員と地方公務員の双方にお勤めであった方は、それぞれの加入期間を合算して計算しています。
 ③平成27年9月までの加入実績に応じた改正前の年金額を表示しています。
 ※被用者年金一元化前(平成27年9月以前)の加入実績は「地域広域部分」の加入期間として表示されています。別々に定められた給付率率を用いて計算した金額を加算したため、被用者年金一元化後の期間(平成27年10月以降)は「共済年金」として当共済組合等から支給されます。
 ④年金額は、年金加入記録に不備があることなどは日本私立学校振興・共済事業団へお問い合わせください。
 ⑤上記のほか、この「なんさん定期便」の表示方法について、上記の条件により表示しています。

年金額
(1年間の総額)

2. ねんきん定期便の見方(はがき編)

(2) 50歳以上の方に届く (59歳以外)

はがきの見方



2.(2) 50歳以上の方に届くはがきの見方

以下の3点をチェック！

■ 年金加入期間

期間にもれや誤りはありませんか？

■ 老齢年金の見込額

詳しくは16・17ページへ！

■ 最近の月別状況

過去13か月分の保険料納付額を表示します。

年金加入期間

基礎年金番号	私学共済の加入者番号

1. これまでの年金加入期間（老齢年金の受け取りには、原則として12ヶ月以上必要です）

国民年金 (a)				船員保険 (c)	年金加入期間合計 (未納月数を除く)	国民年金加入期間 (d)	合計加入期間 (a+c+d)
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者	国民年金計 (未納月数を除く)	月				
月	月	月	月		(a+b+c)	(d)	月
厚生年金保険 (b)				厚生年金保険計			月
一般厚生年金	公務員厚生年金 (国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金 (私立学校の教職員)	月				
月	月	月	月				月

①「第1号被保険者（未納月数を除く）」欄には、この「ねんきん定期票」の作成年月日以後の国民年金保険料の納付額が月数も合わせて表示しています。
 ②「(d)」欄には、「国民年金の任意加入期間のうち保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）」および「特定期間」の合計月数を表示しています。
 この任意加入未納期間の月数は参考であり、年金を請求するときには書類による確認が必要です。

2. 老齢年金の種類と見込額（1年間の受取見込額）

受給開始年齢	歳～	歳～	歳～	歳～
(1) 国民年金				老齢基礎年金 円
(2) 厚生年金保険	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金
		(報酬比例部分) 円	(定額部分) 円	(報酬比例部分) 円
	一般厚生年金期間			(定額部分) 円
	公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)			(報酬比例部分) 円
私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)				(報酬比例部分) 円
(1)と(2)の合計				円

見込額
(1年間の総額)

①老齢年金の受取見込額は、現在の加入条件での見込額を計算しています。なお、加入条件や経済動向により見込額は変化します。
 ②受給資格期間が120月に達していない場合や特定期間を有していない場合は、国民年金の受取見込額が表示されません。一般厚生年金期間はお近くの年金事務所へ、公務員厚生年金期間は当共済組合へ、私学共済厚生年金期間には日本私立学校振興・共済事業団へお問い合わせください。
 ③国家公務員と地方公務員の両方にお勤めであった方は、それぞれの加入期間を合算して計算しています。
 ④平成27年9月までの加入期間に当たって改正前の国家公務員共済組合法と地方公務員等共済組合法による経済的職域加算額（共済年金）※を合わせて表示しています。
 ※被用者年金一元化前（平成27年9月以前）の退職共済年金（報酬比例部分）の金額は、老齢厚生年金の給付率率と同等で計算した金額に、別に定められた給付率率を用いて計算した金額を加算したものとなっており、この加算額を「職域加算部分」といいます。被用者年金一元化により年金額の計算方法が老齢厚生年金に統一されたため、被用者年金一元化後の期間（平成27年10月以降）については「職域加算部分」が廃止されましたが、被用者年金一元化前の期間（平成27年9月以前）については別途「経済的職域加算額（共済年金）」として当共済組合等から支給されます。
 ⑤上記のほか、この「ねんきん定期票」の表示内容については、当共済組合のホームページをご覧ください。

3. ねんきん定期便の見方 (封書編)



3. ねんきん定期便の見方(封書編)

封書のねんきん定期便の特徴

- A4サイズの**冊子**形式
- **節目年齢（35歳、45歳、59歳）**の誕生月に送付される
- はがきと比べて、**年金加入履歴**等が**より詳細に**記載されている



3. ねんきん定期便の見方(封書編)

確認できること

- 年金加入期間
- 加入実績に応じた年金額 (35・45歳)
- 老齢年金の見込額 (59歳)
- **年金加入履歴**

など…



3. ねんきん定期便の見方(封書編)

確認できること

- 年金加入履歴
- 保険料納付額の月別状況
(加入から現在※まで)
- 国民年金保険料の納付状況

この3点については、

封書でのみ

お知らせしています。

※誕生月の4か月前時点

3. ねんきん定期便の見方(封書編)

種々の「ねんきん定期便」です。
この「ねんきん定期便」は、下記の時点で作成しており、
令和 年 月までの年金加入記録を表示しています。

ねんきん定期便

国民年金および 第一号厚生年金期間	公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)
令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

基礎年金番号

(お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください)

このお知らせは、

1. これまでの年金加入期間 (老齢)

国民年金 (a)			国民年金 (c)		国民年金加入期間 (a+b+c)	国民年金 (d)	国民年金 (e+d)
第一号被保険者 (保険料を納付)	第二号被保険者 (保険料を納付)	国民年金 計 (保険料を納付)	国民年金 (c)	国民年金 (d)			
月	月	月	月	月	月	月	月

2. これまでの加入実績に応じた年金額 (年額)

このお知らせは、	このお知らせは、
このお知らせは、	このお知らせは、

年金加入期間

**年金額／見込額
(1年間の総額)**

A-1

このお知らせは、見方ガイドの4～5ページをご覧ください。

(参考) これまでの保険料納付額

(1) 国民年金	国民年金保険料 (第1号被保険者期間)
	(累計額) 円
(2) 厚生年金保険	厚生年金保険料 (被保険者負担額)
一般厚生年金期間	(累計額) 円
公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)	(累計額) 円
私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)	(累計額) 円
これまでの保険料納付額 [(1)+(2)]	(累計額) 円

【備考欄】

年金額のイメージ

① 保険料を納付していただいた方は、「これまでの加入実績に応じた年金額」が昨年よりも増額しています。
② 今後も、保険料を納付していただくことで、更に年金額が増加します。
③ 年金の支給開始時期は、60歳から75歳まで選択できます。
※ 年金受給を遅らせた場合、年金額が増加します。
(例) 70歳を満了した場合、65歳と比較して42%増額
75歳を満了した場合、84%増額 (最大)

△ 繰下げ加算額を算定する際は、在職による年金額の全額または一部が支給停止となった場合の支給停止とされていた額は、繰下げによる増額の対象とはなりません。
また、加給年金額も増額の対象とはなりません。

A-2

3. ねんきん定期便の見方(封書編)

年金加入履歴に漏れはありませんか？

次のような経歴をお持ちの方は、すべての履歴が反映されているか、注意深く確認してください！

- **臨時的任用**でお仕事をしたことがある方
- **公立学校以外**でお仕事をしたことがある方
- **他の都道府県**でお仕事をしたことがある方

4. おわりに



4. おわりに

ねんきん定期便では、将来の年金額（見込額）など、年金に関するさまざまな情報をお知らせしています。

将来の年金について考える際に、ぜひご活用ください！



4. おわりに

**最後までご覧いただき
ありがとうございました！**



福利課 年金担当

